

みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしんみえリア」の廃止について

1. あんしんみえリア終了後の飲食事業者における感染対策の考え方について

感染対策のために作成されていた業種別ガイドラインについては廃止されましたので、各事業者ごとに個別にご判断いただくこととなります。なお、業界が必要と判断した場合に、感染対策のための独自の手引き等を作成することは妨げません。

※内閣官房HP：新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼） <https://corona.go.jp/guideline/>

2. あんしんみえリアについての県ホームページの運用について

あんしんみえリアについての情報を掲載しておりました県ホームページにて、国の方針等も踏まえながら今後とも感染対策に必要な状況提供を適宜行っていく予定です。

※県HP：みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」について

http://ss140094/SHINSAN/HP/p0016400027_00046.htm

3. ステッカーおよび名称使用において

認証マークの利用及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称使用ができなくなりますので、店頭等に掲示いただいている認証マーク（ステッカー）を取り外し、各店舗で適切に処分していただきます。

4. パーティション等の使用について

認証を得るために使用していただいた物品等の取扱いについては、各事業者様において個別にご判断いただきます。なお、国や県の補助金を活用して購入した場合、処分する際に制限が設けられていることがありますので、廃棄等される場合は、制度の管轄部署に確認が必要です。

なお、環境省のHPではパーティション等の3Rに関する参考情報を掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

※環境省HP：不要になった新型コロナウイルス感染症対策の備品等（パーティション等）について https://www.env.go.jp/recycle/waste/infect_contr.html

5. あんしんみえリア終了後の県として独自の感染対策のための認証制度や基準について

基本的な感染対策については、国と同様、県としても一律に対応を求めることはせず、各事業者ごとに個別判断をしていただくこととする方針であり、県独自の認証制度や基準等を設けることは考えておりません。

令和5年4月28日

みえ安心おもてなし施設認証制度

(あんしん みえリア) 認証店の皆様へ

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

みえ安心おもてなし施設認証制度の廃止について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の、5類感染症に位置づけることが正式に決定されました。このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は令和5年5月8日に廃止されることとなり、同方針に基づいて各都道府県が実施した第三者認証制度も廃止されることとなりました。

これに伴い、令和5年3月1日付文書でお知らせした通り、「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）」についても、令和5年5月8日をもって廃止することとなりましたので、ご連絡いたします。

あんしんみえリア認証店の皆様におかれましては、これまで認証基準に基づく新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、制度廃止に際し、下記のとおりご対応をお願いいたします。

記

1. 認証マークの利用及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称使用について

認証マークの利用及び「みえ安心おもてなし認証施設」の名称使用ができなくなりますので、店頭等に掲示いただいている認証マーク（ステッカー）を取り外していただきますようお願いいたします。

2. 感染防止対策に使用した物品について

感染防止対策のために使用した物品等については、各店舗ごとのご判断で、使用の継続の有無等についてご検討いただきますようお願いいたします。

ご検討いただく際は、各業界団体作成の手引きや、国からの感染対策等に係る提供情報（下記3に記載のとおり）もご参照ください。

なお、補助金等を活用して購入した備品の場合、処分する際に制限が設けられている場合がありますので、確認をお願いいたします。

3. 令和5年5月8日以降の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、政府として一律に感染対策を求めることはなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として、政府が感染症法に基づき情報提供を行うこととなります。

位置づけ変更後の事業者の自主的な取組への支援として、内閣官房ホームページに感染対策を含めた各種情報が掲載されていますので、必要に応じてご参照ください。

<内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ>



URL:<https://corona.go.jp/guideline/>

※ 三重県のホームページでも、随時必要な情報提供を行ってまいります。

<みえリアホームページ「みえ安心おもてなし施設認証制度について」>



URL:https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00046.htm

※ 本通知に関してご不明点等ございましたら、以下の事務担当までお問い合わせください。

事務担当

三重県中小企業・サービス産業振興課市場開拓班

電話番号 059-224-2393

メールアドレス mieninshou@pref.mie.lg.jp